

松前町スポーツ競技全国大会出場者激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ競技の全国大会の出場者に対し、町が予算の範囲内において松前町スポーツ競技全国大会出場者激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより、町民のスポーツ競技における全国大会での活躍を激励し、もってスポーツ競技の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象大会」とは、次に掲げる大会（小学校及び中学校での教育活動の一環として出場する大会を除く。）をいう。

- (1) 国民体育大会（正式競技に限る。）及び国民体育大会冬季大会（正式競技に限る。）
- (2) 全国障害者スポーツ大会（正式競技に限る。）
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が主催する大会（第1号に掲げる大会を除く。）
- (4) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が主催する大会（第2号に掲げる大会を除く。）
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会加盟競技団体、公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国規模の大会
- (6) 国際競技大会

(交付対象者等)

第3条 激励金の交付対象者は、町内に住所を有する小学生以上の者（大会の開催基準要項等に定める監督及び国民体育大会ふるさと選手制度による参加選手を含む。以下「対象者」という。）とする。

2 激励金の交付は、対象者1人につき一の年度において1回に限る。ただし、第2条第1号及び第2号に掲げる大会に出場する者については、この限りでない。

(適用除外)

第4条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。

- (1) 愛媛県予選若しくは愛媛県予選以上の規模のブロック予選又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれらに準ずる団体が開催する大会で参加資格が当該団体に所属する者等に限定される場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表に掲げる大会区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(交付の手續)

第6条 激励金の交付を受けようとする対象者は、スポーツ競技全国大会出場者激励金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金の申請をした対象者に交付するものとする。

3 前項の規定により激励金の交付を受けた対象者は、対象大会の終了後速やかにスポーツ競技全国大会出場結果報告書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(交付の手續の特例)

第7条 町長は、前条の規定にかかわらず、第2条第1号及び第2号に掲げる大会に出場する対象者に対し、前条に規定する手續を経ずに激励金を交付することができる。

(交付の取消し等)

第8条 町長は、対象者が次のいずれかに該当するときは、激励金の交付を取り消すことがある。この場合において、既に激励金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 対象大会への参加の方法が不適當であるとき。
- (3) 対象大会が中止になったとき（大会地に行った後の中止を除く。）。
- (4) 対象大会に参加しなかったとき（本人の責に帰さない場合を除く。）。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

大会区分	額
第2条第1号から第5号までに掲げる大会	1人につき 1万円
第2条第6号に掲げる大会	1人につき 2万円